

おいしいた

社内で回覧・掲示をお願いします。

健診は受けた後の
行動が重要です！

特定保健指導を利用しましょう！

特定保健指導は、健診で生活習慣の改善が必要と判定された方を対象として行う健康サポートです。健康づくりの専門家である保健師や管理栄養士が訪問し、生活習慣の改善をサポートします。

特定保健指導の対象となった方がいる場合は、事業所様に特定保健指導のご案内をお送りしますので、日程調整等のご協力をお願いします。



令和7年度 特定保健指導の専門機関への委託について

特定保健指導は、大分支部の保健師・管理栄養士による実施のほか、下記の専門機関に委託して実施しています。委託先の機関より事業所様・対象者様へ特定保健指導のご案内やご連絡を差し上げることがございますので、ご理解およびご協力をお願いします。

一般社団法人 エヒメ健診協会

委託業務 案内文書の送付および電話による日程調整
事業所訪問等による面談および面談後のサポート

株式会社 ベストライフ・プロモーション

委託業務 大分支部保健師・管理栄養士による初回面談実施
後のサポート



資格喪失後の保険証・資格確認書の 早期回収にご協力をお願いします！

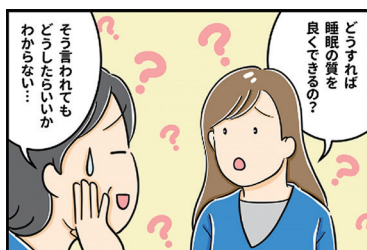
従業員様が退職された際や、扶養家族の方が扶養から外れた際には、資格喪失後の使用を防ぐため、速やかに保険証・資格確認書を回収いただきますようお願いいたします。

また、マイナ保険証を利用されていない従業員様には、マイナ保険証の利用をお勧めください。

マイナ保険証利用のメリットについて詳しくはこちら⇒



大分支部公式LINE 友だち募集中！



▲令和7年3月配信分
テーマ：良質な睡眠

◀友だちになると…

健康保険に関するお知らせ
季節に合ったお知らせ

などをお届け！

◀配信は月2回程度



右の二次元コードを読み取るか、IDを検索して登録をお願いします

ID: @kenpo_oita

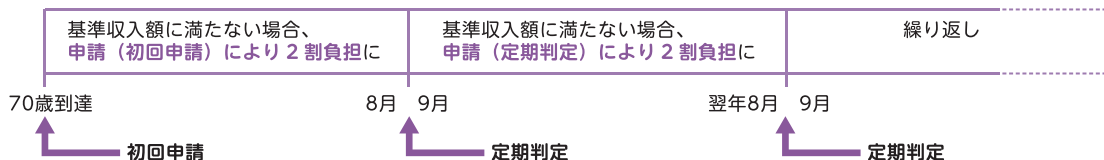
「基準収入額適用申請対象者一覧表」をお送りします

70歳以上かつ標準報酬月額28万円以上の被保険者の方は、通常、一部負担金の割合が3割となりますが、収入が基準収入額に満たない場合は、申請により2割となります。

基準収入額の判定（定期判定）を行うため、**令和7年8月まで一部負担金の割合が2割となっている方の一覧表を7月ごろに事業所様にお送りします**ので、令和6年中の収入^(※1)が基準収入額に満たない方につきましては、更新のお手続きをお願いします。（一覧表に記載のない方の申請をされる場合は、大分支部までご連絡ください。）

基準収入額の判定時期について

- ・初回申請：70歳到達時（または、70歳到達後に資格取得したとき）に行う申請
- ・定期判定：毎年7月～8月に前年収入に基づき行う申請



基準収入額 について

70歳以上の被扶養者がいない場合：被保険者お一人で383万円未満

70歳以上の被扶養者がいる場合：その被扶養者と合わせて520万円未満

旧被扶養者^(※2)がいる場合：旧被扶養者と合わせて520万円未満

※1 収入は、前年のすべての収入が対象です。ただし、退職金・公租公課の対象とならない収入（障害年金・遺族年金・恩給など）は除きます。

なお、控除される前の金額であり、所得ではありません。

※2 旧被扶養者は、後期高齢者医療制度に加入したことにより、被扶養者でなくなって5年以内の方をいいます。

大分県公式の新・健康アプリ 令和7年4月リニューアル！



県では、健康寿命日本一の実現に向けて、県民のみなさんの運動習慣定着を支援するため、機能を充実させた新・健康アプリ「あるとっく」をリリースしています。

皆様ぜひダウンロードして、「みんなで歩いてお得に！健康に!!」なりましょう。

トリプル健診（検診）受診率向上キャンペーン

健康診断・がん検診・歯科健診の3種類のうち1種類以上を県内の医療機関等で受診して、「あるとっく」アプリからキャンペーンに応募すると、抽選で2万名様に500円相当の電子マネーをプレゼント！**トリプル受診すると当選確率がアップします！**

※協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診する際は、受診時に「健康診断」と「がん検診」の2つの二次元コードを読み取ってください。

詳しくは、「あるとっく」アプリ または ホームページでお知らせします。

あるとっく

検索

ダウンロードはこちらから



問合せ先 大分県福祉保健部県民健康増進課 TEL 097-506-2778